

平成26年(ワ)第396号  
発信者情報開示等請求事件  
原告 有限会社銀徳 外1名  
被告 吉田益夫

## 答 弁 書

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

平成26年9月4日

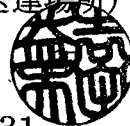
〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

被告 吉田 益夫

電話番号 073-499-7231



### 第1. 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

### 第2. 請求の原因に対する答弁

#### 1. 当事者について

(1) 被告は、直接の当事者ではない。直接の当事者は投稿者である。

(2) 基本的には、インターネットは、一般加入電話の延長線上のシステムである。

そのため、基本は、一般加入電話と変わらない。

その中で、電子掲示板は、通信を媒介する目的のものではなく、いわゆる一般加入電話の伝言ダイヤル等と同じように利用者が情報を交換するためのものである。管理者は、情報を交換するためのシステム(電子掲示板)を維持するのが主要な任務である。

#### 2. 原告らに対する権利侵害について

(1) 本件各発言の存在について

現在、被告が運営している和ネットというサイトについては、原則として、日本国内からのIPアドレスでないと書き込めない設定となっている。主に和歌山県内の情報を提供しているため、広く公開はしているが、実質的には、主に和歌山県内在住者、和歌山県内の出来事等に興味のある人間が利用している。

対象となっている投稿は、仮処分命令を受け入れ削除処置をとって、管理者では、投稿復帰は不可能である。また発信者情報を原告らに引き渡した後の削除処置で発信者情報も消失しているため、被告のサイトには、発信者情報もない。

(2)原告らに対する名誉毀損について

仮処分命令の対象となったスレッドについては、下記2スレッドである。

「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>

「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>

上記2スレッドを立てた(投稿した)と名乗り出ている投稿者(██████氏)がいる。

この██████氏は、投稿した理由、経緯を陳述書(乙第1号証、乙第2号証)で陳述して、名誉毀損ではないと主張している。

確かに、題名については、有限会社銀徳は営利会社であり、吉村公俊氏はその代表取締役であるため、投稿内容によっては、有限会社銀徳の利益となるため、題名、それ自体は、中立である。

原告が名誉毀損だという投稿は、

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>

については、投稿番号 1

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>

については、投稿番号 1、3、4、5、6、8、9、12、13、23 である。

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>

投稿番号 1

この投稿は、██████氏が、投稿したと主張する投稿で、██████氏が給料をもらいに行き借入書を書かされたという事実から、██████氏の経験上、いままであり得ない理不尽な行為を受けたことにより、これからの自分の行動に対するアドバイスを求めるために率直な気持ちで立てたスレッドで名誉毀損に当たらないと主張している。(乙第1号証)

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>

#### 投稿番号 1

この投稿は、■■■■氏が、投稿したと主張する投稿で、■■■■氏が給料をもらいに行っ  
て借  
用書を書かされたという事実から、■■■■氏の経験上、いままであり得ない理不  
尽な行為を受  
けたことにより、これからの自分の行動に対するアドバイスを求めるために率直な  
気持ちで立  
てたスレッドで名誉毀損に当たらないと主張している。(乙第1号証)

#### 投稿番号 3

この投稿は、■■■■氏が投稿した主張する投稿で、自主削除した投稿番号2の  
アドバイス  
に対する返信で、自分の不安を表現しただけで、名誉毀損ではないと主張して  
いる。

(乙第1号証)

#### 投稿番号 4

この投稿は、■■■■氏が投稿したと主張する投稿でなく、第三者が投稿した  
投稿であると  
断定できる。

この投稿は、■■■■氏の投稿に対する意見、感想であるのが明白なので原告  
とは関係がない。  
そのため、違法性を問うのは難しいので、発信者情報開示は棄却が必要で  
ある。

投稿削除については、■■■■氏と原告との間の主張に激しい対立があるの  
で、その対立の決  
着が付いてから、検討すべきものである。

なお、原告らの訴状には、「被告に実印を押すことを強要したかの事実を適  
示して」とあるが、  
被告はこの事件にまったく関係がない。仮処分申立書にも同じような誤植  
があり、審尋で指  
摘したが、再度の誤植であり、原告らの悪意を感じさせる。

#### 投稿番号 5

この投稿は、■■■■氏が投稿したと主張する投稿ではなく、第三者が投稿  
した投稿であると  
断定できる。

この投稿のリンク先は、和歌山県の行政処分の一覧である。原告が行政  
処分されたとして一  
覧表のリストに載っている。一般人の行政処分を受けた企業に対する感想  
としては、自然な  
感想であり、表現の自由の範疇である。

そのため、違法性を問うのは難しいので、発信者情報開示は棄却が必要  
である。

投稿削除については、■■■■氏と原告との間の主張に激しい対立があるの  
で、その対立の決  
着が付いてから、検討すべきものである。(乙第3号証)

#### 投稿番号 6

この投稿は、■■■■氏が、投稿したと主張する投稿で、原告らが行政処分を受けていたのを知ってびっくりしたというも含めた原告らが受けた行政処分に対する感想だと主張しており、名誉毀損に当たらないと主張している。(乙第1号証)

#### 投稿番号 8

この投稿は、■■■■氏が投稿したと主張する投稿ではなく、第三者が投稿した投稿であると断定できる。

この投稿は第三者の投稿で内容は和歌山県の行政処分に対する感想であり、直接、原告に対することでないのは明白である。

そのため、違法性を問うのは難しいので、発信者情報開示は棄却が必要である。

投稿削除については、■■■■氏と原告との間の主張に激しい対立があるので、その対立の決着が付いてから、検討すべきものである。(乙第3号証)

#### 投稿番号 9

この投稿は、■■■■氏が、投稿したと主張する投稿で、原告が行政処分を受けていたということを知り、多数の方々が、■■■■氏の勤めていた会社に理不尽な思いをされていたのを確信し、■■■■氏の罪悪感と贖罪の決意が趣旨なので、名誉毀損ではないと主張している。

(乙第1号証)

#### 投稿番号 12

この投稿は、■■■■氏が、投稿したと主張する投稿で、原告らのために理不尽な思いをしている人たちに贖罪のためなにかを行いたいという意思表示が趣旨なので、名誉毀損ではないと主張している。(乙第1号証)

#### 投稿番号 13

この投稿は、■■■■氏が、投稿したと主張する投稿で、警察に相談することに決めたとアドバイスや情報を提供してくれた方々に報告をし、お礼をするのが趣旨の投稿なので、名誉毀損ではないと主張している。

#### 投稿番号 23

この投稿は、■■■■氏が投稿したと主張する投稿ではなく、第三者が投稿した投稿であると断定できる。

この投稿では、原告に対して、悪い噂が流れているという事実があるという情報であり、確かに、ネット上でも、複数のサイトで悪い噂が流れている。(乙第4号証、乙第5号証)

投稿者は第三者なので、単なる事実を書き込んだだけであるのは明白であり、悪意がないのも明白である。

そのため、違法性を問うのは難しいので、発信者情報開示に関しては棄却が必要である。

投稿削除については、もともとの発端の当事者の■■■■氏と原告らとの間の主張に激しい対立があるので、その対立の決着が付いてから、判断すべきものである。(乙第3号証)

### 3. 開示を受けるべき正当な理由について

■■■■氏がスレッド投稿とスレッド内の5投稿については、名乗り出ているので、開示を受ける必要がない。それ以外の第三者が投稿したと断定されるものは、上記のように違法性を問うのが難しいため、発信者情報開示を行う妥当性がない。

### 4. 被告の削除義務について

原告らは、条理上の作為義務を負うと主張しているが、平成26年2月28日時点では当事者の■■■■氏と原告らとの間で主張に激しい対立があったから、条理上の作為義務を負うことは不可能であった。それゆえ、司法判断が必要であった。

### 5. 最後に

当事者の■■■■氏と原告らとの間の主張には事実関係についても、激しい対立がある。

たとえば、岩出警察署の捜査についても、■■■■氏は、和ネット(本訴訟の対象)に関する取調べはまったくなく、それでも書類送検されたと陳述しているが、原告らは、岩出警察署が、■■■■氏を和ネットの件で取り調べたような陳述となっている。この件に関しては、被告は、被告のところに岩出警察署が、今、現在も発信者情報開示のための捜査に来ていないので、■■■■氏の陳述が信憑性があると判断している。また、生活保護を受けるまで貧窮する■■■■氏に原告らの事業資金の都合がたったの30万円だけというのも、非常に疑問がある。

しかし、該当スレッドを立てたと■■■■氏が名乗り出る前に、原告らの陳述で、原告らは、スレッドを立てたのは、■■■■氏だと断定している。(甲第1号証、乙第1号証、乙第2号証)

このように双方の主張の対立は事実関係の信憑性の対立にもなっているので、■■■■氏と原告との間で、係争を行って、早く決着をする必要がある。本訴訟の審理については、■■■■氏と原告らとの間の係争で決着がつくまで中断か、いったん本訴訟の棄却を行うべきである。

以 上

## 証 拠 方 法

- 乙第1号証 平成26年9月3日付■■■■氏陳述書（写し）
- 乙第2号証 平成26年8月22日付■■■■氏陳述書（写し）
- 乙第3号証 和歌山県行政処分一覧表（写し）
- 乙第4号証 ネット上での有限会社銀徳に関わる悪い噂ーその1（写し）
- 乙第5号証 ネット上での有限会社銀徳に関わる悪い噂ーその2（写し）
- 乙第6号証 陳述書ー甲第1号証に対する反論（原紙）
- 乙第7号証 陳述書ー甲第5号証に対する反論（原紙）

平成26年(ワ)第396号  
 発信者情報開示等請求事件  
 原告 有限会社銀徳 外1名  
 被告 吉田益夫

証 拠 説 明 書

平成26年9月4日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

被告 吉田 益夫



被告は次の通り証拠説明をする。

乙	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
1	平成26年9月3日付 [redacted] 氏の陳述書	平成26年9月3日	写し	[redacted] 氏	問題になっている2つのスレッド等の投稿したことについて発端になった事件の当事者が名乗りを上げているが、名誉毀損は認めていない。
2	平成26年8月22日付 [redacted] 氏の陳述書	平成26年8月22日	写し	[redacted] 氏	発端になった事件から現在まで連続している経緯に関する発端になった事件の当事者の主張
3	和歌山県行政処分一覧表	平成26年2月21日	写し	和歌山県	有限会社銀徳は和歌山県から行政処分を受けていた。
4	ネット上での有限会社銀徳に関する悪い噂ーその1	平成26年2月17日	写し	管理見積.com	発端となった事件の当事者が有限会社銀徳に入社する以前から、この会社に対する悪い噂が流れていた。
5	ネット上での有限会社銀徳に関する悪い噂ーその2	平成26年9月3日	写し	bakusai.com (データの写し)	発端となった事件の当事者が有限会社銀徳に入社する以前から、この会社に対する悪い噂が流れていた。
6	陳述書	平成26年9月4日	原紙	被告	甲第1号証に対する否認、反論
7	陳述書	平成26年9月4日	原紙	被告	甲第5号証に対する否認、反論